

令和4年度国土交通省税制改正概要

I. 社会経済活動の確実な回復と経済好循環の加速・拡大

グリーン社会の実現、DXの加速

○認定低炭素住宅の普及促進を目的とした以下の特例措置の2年間延長

・登録免許税:所有権保存登記(一般住宅 0.15%→0.1%)、

所有権移転登記(一般住宅 0.3%→0.1%)

II. 豊かな暮らしの実現と地域の活性化

活力ある地方創り

①居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための民地の開放・施設の改修等に関する固定資産税等の特例措置(課税標準を5年間 1/2 に軽減)について、拡充等(対象となる償却資産に電源設備、給排水設備、冷房設備、暖房設備を追加等)した上で、2年間延長

III. 主要項目以外の項目

国土交通省主管

○低未利用土地権利設定等促進計画に係る特例措置の延長(登録免許税・不動産取得税)